

○工業用水供給規程

昭和49年4月1日

宮城県企業局管理規程第11号

工業用水供給規程を次のように定める。

工業用水供給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、公営企業の設置等に関する条例（昭和49年宮城県条例第8号。以下「条例」という。）に定めるもののほか工業用水の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（平9企管規程9・全改、令4企管規程9・一部改正）

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 配水管等から分岐する給水管及びこれに附属する設備で量水器までのものをいう。
- (2) 流末施設 給水施設以外の給水設備をいう。
- (3) 給水施設工事 給水施設の新設、増設、改造、変更、撤去又は修繕のための工事をいう。

（令4企管規程9・一部改正）

(給水の原則)

第3条 管理者は、非常災害、工業用水道施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得ない事情がある場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その制限水量、日時、期間、区域及び理由を給水を受ける者（以下「使用者」という。）に通知するものとする。ただし、急迫の事情があるときは、この限りでない。

3 火災等急迫の事情が生じた場合に工業用水の使用を予測される者は、あらかじめ管理者に協議しなければならない。

4 給水制限又は停止による損害については、県は、その責任を負わない。

（昭60企管規程5・一部改正）

(給水区域を表示する縦覧)

第4条 条例第3条第3項の給水区域を表示する図面は、宮城県企業局水道経営課に備え、

縦覧に供する。

(昭56企管規程11・平元企管規程10・平2企管規程1・平9企管規程9・平18企管規程9・平21企管規程7・平31企管規程6・一部改正)

(給水量の最小限度)

第5条 1 給水先当たりの基本水量の最小限度は、日量100立方メートルとする。ただし、管理者が公益上必要と認めるときは、この限りでない。

(昭60企管規程5・平14企管規程3・平31企管規程6・一部改正)

(水質基準)

第6条 仙台圏工業用水道及び仙台北部工業用水道に係る工業用水の水質は、原水の水質とし、仙塩工業用水道に係る工業用水の水質は、浄水施設を経由せず送水する場合には原水の水質とし、浄水施設を経由して送水する場合には、おおむね次に掲げる水質とする。

項目	基準
濁度	10度以下
水素イオン濃度	pH6.0から8.0まで

2 使用者は、前項の工業用水の水質が同項の基準に著しく適合していないおそれがあると認めるときは、工業用水水質試験請求書(様式第1号)により管理者又は条例第17条に規定する公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者である株式会社みずむすびマネジメントみやぎ(以下「運営権者」という。)に水質の試験を請求することができる。

(昭52企管規程1・昭55企管規程6・昭62企管規程1・平13企管規程5・令2企管規程9・令4企管規程9・一部改正)

(水圧)

第7条 工業用水道の給水管末における最低水圧は、0.05メガパスカル(1平方センチメートルにつき0.51キログラム)とする。

2 使用者は、給水管末における水圧が前項の最低値以上に維持されていないおそれがあると認めるときは、工業用水道水圧検査請求書(様式第2号)により管理者又は運営権者に水圧の検査を請求することができる。

(平13企管規程5・令4企管規程9・一部改正)

(譲渡の制限)

第8条 使用者は、譲渡1月前までに管理者の承認を得なければ、工業用水道の使用に関する権利を第三者に譲渡することができない。

(令4企管規程9・一部改正)

(用途の制限)

第9条 使用者は、管理者の承認を得なければ、工業用水を工業、防火又は防火演習以外の目的のために使用することができない。

2 使用者は、防火演習のため工業用水を使用しようとするときは、あらかじめ防火演習用水使用許可申請書（様式第3号）により申込みを行い、管理者又は運営権者の承認を得なければならない。

3 第1項の防火演習は、管理者の命ずる者又は運営権者の命ずる者の立会いの上で行うものとし、防火演習用水の使用時間は、1回につき10分を超えることができない。

4 使用者は、管理者の承認を得なければ、緊急やむを得ない場合を除き工業用水を第三者に分与することができない。

(令4企管規程9・一部改正)

(給水の申込み)

第10条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書（様式第4号）により、給水を受けようとする日の60日前までに管理者に給水の申込みをしなければならない。

(令8企管規程2・一部改正)

(基本水量の決定)

第11条 管理者は前条の申込みがあつたときは、基本水量及び給水開始の日を定め工業用水給水決定通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

2 条例第6条に規定する工業用水道料金（以下「料金」という。）及び条例第19条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、前項で定められた給水開始日から起算して徴収する。

(平9企管規程9・全改、令4企管規程9・一部改正)

(基本水量の変更等)

第12条 基本水量は、原則として減量することができない。

2 基本水量を変更し、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第6号）により、変更又は廃止しようとする日の30日前までに管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。

3 管理者は、前項の承認をしようとする場合は、工業用水給水変更（廃止）承認通知書（様式第6号の2）により通知するものとする。

(平9企管規程9・全改、令2企管規程9・令4企管規程9・令8企管規程2・一部改正)

(給水施設工事)

第13条 使用者は、給水施設工事施行承認申請書（様式第7号）により、あらかじめ管理者の承認を受けて、管理者が別に定めるところにより、給水施設工事を施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者又は運営権者は、使用者から給水施設工事申請書（様式第8号）による依頼を受けて、給水施設工事を施行することができる。
- 3 前項の依頼に基づき管理者又は運営権者が給水施設工事を施行する場合には、使用者は、管理者の検査に合格した自己の材料を提供することができる。
- 4 前項の材料検査を受けようとする者は、材料検査申請書（様式第8号の2）により管理者に申込みをしなければならない。
- 5 第3項の材料検査に要する条例第7条第2項第1号に規定する手数料及び給水施設工事に要する費用は、使用者の負担とする。
- 6 第2項の依頼に基づき管理者又は運営権者が給水施設工事を施行した場合には、管理者又は運営権者は、工事が完了した後、速やかに当該給水施設を引き渡すとともに、その費用を精算するものとする。
- 7 使用者は、給水施設工事の施行上第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあるときは、その者の承諾書を給水施設工事施行承認申請書又は給水施設工事申請書に添付しなければならない。

(平3企管規程1・令4企管規程9・一部改正)

(給水施設の管理)

第14条 使用者は、給水施設の適正な管理を行うものとし、給水施設に異常があると認めるときは、速やかに検査その他の必要な処置をとり、又はこれらの処置を給水施設異常検査申請書（様式第9号）により管理者に申し込まなければならない。

- 2 使用者は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を給水施設に直結してはならない。
- 3 管理者は、給水の適正を確保する必要があるときは、使用者に対して受水槽等の設備をさせることができる。
- 4 管理者又は運営権者は、給水施設の整備保全に努めるものとする。
- 5 管理者又は運営権者は、給水施設に事故があり、緊急を要すると認めるときは、必要な処置をとることがある。
- 6 第1項の検査に要する条例第7条第2項第2号に規定する手数料及びその他の必要な処置に要する費用並びに前項の必要な処置に要する費用は、使用者の負担とする。

(平3企管規程1・令4企管規程9・一部改正)

(費用の算出方法)

第15条 第13条第5項及び前条第6項の規定において、管理者が工事等を施行した場合には、使用者が負担する工事等に要する費用の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、運営権者が工事等を施行した場合には、その工事等に要する費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする。

- (1) 本工事費 工事の施行に必要な労務費、材料費、仮設費、運搬費、機械器具の損料、諸経費及び復旧費として管理者が定めた単価により算出する額
- (2) 工事雑費 工事の施行に必要な現場事務に要する経費であつて、備消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、役務費、雑費、工程に専従する職員の給与、諸手当、旅費等の費用とし、本工事費に100分の4を乗じて得た額の範囲内で管理者が定める額
- (3) 事務雑費 工事施行に必要とする事務的経費であつて、人件費（職員給与及び諸手当）、旅費、備消耗品費、燃料費、通信運搬費、印刷製本費、その他に要する経費とし、本工事費に100分の6を乗じて得た額の範囲内で管理者が定める額

2 前項各号に掲げるもののほか使用者が負担すべき費用が生じたときは、管理者又は運営権者は使用者と協議の上、その費用を加算するものとする。

(平3企管規程1・令2企管規程9・令4企管規程9・一部改正)

(流末施設の工事)

第16条 使用者は、流末施設工事施行承認申請書（様式第10号）により工事の設計等につきあらかじめ管理者の承認を受けた上で、流末施設工事を施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営権者は、使用者から流末施設工事申請書（様式第11号）による依頼を受けて、流末施設工事を施行することができる。
- 3 流末施設工事に要する費用は、使用者の負担とする。
- 4 第2項の依頼に基づき運営権者が流末施設工事を施行した場合には、運営権者は、工事が完了した後、速やかに当該流末施設を引き渡すとともに、その費用を精算するものとする。
- 5 第2項の依頼に基づき運営権者が流末施設工事を施行した場合には、その工事等に要する費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする。
- 6 使用者は、第1項の工事の設計又は監督を流末施設工事設計（監督）委託申請書（様式第12号）により管理者又は運営権者に委託することができる。
- 7 前項の規定による工事の設計又は監督の委託に要する費用の額は、次のとおりとする。

ただし、運営権者に前項の規定による工事の設計又は監督を委託した場合には、費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする。

(1) 設計委託料 設計金額の100分の2に相当する額

(2) 監督委託料 監督員給与及び旅費の額を基準として管理者が定める額

(令4企管規程9・一部改正)

(通水開始等の届出)

第17条 使用者は、工業用水道の通水を開始又は停止しようとするときは、7日前までに工業用水道通水開始（停止）届（様式第13号）により管理者に届けなければならない。

2 給水の廃止に伴い前項の停止届を行った使用者は、通水の停止後速やかに給水施設を撤去しなければならない。

(平9企管規程9・全改、令4企管規程9・一部改正)

(量水器の貸与)

第18条 管理者は、量水器の貸与を希望する使用者には、量水器を貸与することができる。

2 使用者は、前項の規定により量水器の貸与を受けようとするときは、量水器借受申請書（様式第14号）により申込みをしなければならない。

(令4企管規程9・一部改正)

(量水器の保管責任)

第19条 使用者は、前条第1項の規定により量水器の貸与を受けたときは、常に善良な管理者の注意をもってその保管にあたらなければならない。

2 使用者は前条第1項の規定により貸与を受けた量水器を亡失し、又は損傷したときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、天災、不可抗力その他管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(令4企管規程9・一部改正)

(使用水量の測定等)

第20条 使用水量は、毎月定例日に量水器により管理者又は運営権者が測定する。ただし、量水器の故障等により使用水量を測定することができないときは、管理者の認定するところによる。

2 管理者は、前項の規定により測定され、又は認定された使用水量を工業用水使用水量通知書（様式第15号）により使用者に通知する。

3 使用水量の測定に従事する者は、身分を示す証票（様式第16号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(令4企管規程9・一部改正)

(量水器使用料金)

第21条 条例別表の規定による量水器使用料金の額は、1月1個につき量水器の取得価額に次の表の左欄に掲げる量水器の区分に応じ、当該右欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

旧計量法適用の量水器	0.9パーセント
新計量法適用の量水器	1.1パーセント

2 量水器の貸与期間が1月に満たない場合の量水器使用料金は、日割計算による。

3 前2項の規定にかかわらず、量水器使用料金の額は、当分の間、前2項に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。

(昭54企管規程6・昭60企管規程5・平元企管規程6・平9企管規程9・平13企管規程5・平27企管規程4・一部改正)

(検査)

第22条 管理者は、工業用水の適正な供給を維持するため必要があると認めるときは、その職員に給水施設及び流末施設を検査させることができる。この場合においては、第20条第3項の規定を準用する。

2 管理者は、前項の検査の結果不正又は不適当な箇所を発見したときは、その給水施設及び流末施設の管理及び使用の方法の改善を使用者に命ずるものとする。

(令4企管規程9・一部改正)

(超過使用に対する警告)

第23条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、超過使用をしている使用者に対し、警告を発することがある。

(給水の停止)

第24条 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、給水を停止することがある。

- (1) 正当な理由がなく、第9条第3項、第14条第4項、第20条第1項又は第22条第1項に規定する行員の職務執行を拒み、又は妨げたとき。
- (2) 第8条、第9条第1項、同条第3項又は同条第4項の規定に違反したとき。
- (3) 第22条第2項の改善命令又は前条の警告に従わなかったとき。
- (4) 条例及びこの規程により納入しなければならない料金、利用料金、手数料及び費用等を納入期限経過後3月以上滞納しているとき。

(令4企管規程9・一部改正)

(給水管の切断)

第25条 前条の規定による給水の停止期間中みだりに制水弁を開閉したとき又は給水の廃止後3月以上経過してもなお給水施設の撤去工事の申込みがないときは、管理者は、給水管を切断することがある。

2 前項の給水管の切断に要する費用は、使用者又は所有者の負担とする。

3 第15条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、費用を所有者が負担する場合には、同条中「使用者」とあるのは「所有者」と読み替えるものとする。

(令4企管規程9・一部改正)

(料金等の徴収等)

第26条 料金及び条例第8条の規定による延滞金(以下「延滞金」という。)は管理者が徴収し、利用料金及び利用料金に係る遅延損害金(以下「遅延損害金」という。)は運営権者が徴収するものとする。ただし、運営権者が県に委託することにより、管理者が料金と併せて利用料金を、延滞金と併せて遅延損害金を徴収することを妨げない。

2 料金及び利用料金は、毎月徴収するものとし、その月に係る分を翌月末日(その日が金融機関の休業日に当たる場合にあっては、その翌営業日)までに、延滞金は管理者の、遅延損害金は運営権者の指定する期日までに、納入通知書による納入又は口座への振込みにより支払わなければならない。

3 前項に規定する料金の納入期日について、管理者が必要があると認めるときは、前項に規定する料金の納入期日以後の日に変更することができる。前項に規定する利用料金の納入期日について、運営権者が必要であると認めるときも、同様とする。

(令4企管規程9・全改)

(手数料及び費用の納入方法)

第27条 使用者又は所有者が管理者又は運営権者に納入すべき手数料及び費用については、次に掲げる期日までに、次に掲げる方法により納入するものとする。

項目	期日	納入方法
第13条第5項の費用、第14条第6項中「前項の必要な処置に要する費用」及び第16条第7項の費用	管理者又は運営権者が指定する日	管理者又は運営権者が指定する方法
第13条第5項の手数料、第14条第6項中「手数料及びその他	管理者が指定する日	納入通知書による納入又は口座への振込み

の必要な処置に要する費用」 及び第25条第2項の費用		
第16条第3項の費用	運営権者が指定する日	運営権者が指定する方法

(令4企管規程9・全改)

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、工業用水の供給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平9企管規程9・追加)

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、昭和49年4月1日から施行する。

(工業用水供給規程の廃止)

2 工業用水供給規程（昭和48年宮城県水道企業管理規程第8号）は、廃止する。

様式第1号（第6条関係）

工業用水水質試験請求書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿

（どちらか一方を2重線で消去願います）

住 所

氏 名

下記のとおり工業用水の水質試験をされたく、工業用水供給規程第6条第2項の規定により請求します。

記

検査請求の理由

様式第2号（第7条関係）

工業用水道水圧検査請求書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿

（どちらか一方を2重線で消去願います）

住 所

氏 名

下記のとおり工業用水道の給水管末の水圧の検査をされたく、工業用水供給規程第7
条第2項の規定により請求します。

記

1 給水管の位置

2 予想水圧

1平方センチメートル キログラム

3 検査請求の理由

様式第3号（第9条関係）

防火演習用水使用許可申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿

（どちらか一方を2重線で消去願います）

住 所

氏 名

下記のとおり防火演習用水を使用したいので、工業用水供給規程第9条第2項の規定により申請します。

記

1 使用日時

年 月 日 午前 午後 時

2 使用概要

様式第4号（第10条関係）

工業用水給水申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり給水を受けたいから、工業用水供給規程第10条の規定により申請します。

記

- 1 受水の場所
- 2 基本水量 立方メートル／日（ 立方メートル／時）
- 3 受水希望工業用水道
工業用水道
- 4 現在使用している用水の内訳
上 水 立方メートル／日
地下水 立方メートル／日
その他（ ） 立方メートル／日
- 5 工業用水受水後の使用内訳
工業用水 立方メートル／日
上 水 立方メートル／日
地下水 立方メートル／日
その他（ ） 立方メートル／日
- 6 工業用水使用予定内訳
汽かん用 立方メートル／日
洗浄用 立方メートル／日
冷却用 立方メートル／日
原料用 立方メートル／日
その他（ ） 立方メートル／日
- 7 給水開始希望年月日

年 月 日

（注） 業務概要書及び工場平面図を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

工業用水給水決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公営企業管理者

印

年 月 日付けで申請のありました工業用水の使用については、下記のとおり決定しましたので、工業用水供給規程第11条の規定により通知します。

記

1 基本水量 立方メートル／日（ 立方メートル／時）

2 給水開始年月日

年 月 日

3 供給工業用水道

工業用水道

様式第6号（第12条関係）

工業用水給水変更（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり給水量を変更（廃止）したいので、工業用水供給規程第12条の規定により申請します。

記

1 受水の場所

2 基本水量

変更前

立方メートル／日（ 立方メートル／時）

変更後

立方メートル／日（ 立方メートル／時）

3 受水工業用水道

工業用水道

4 給水の変更理由

5 変更後の使用内訳

工業用水

立方メートル／日

上 水

立方メートル／日

地下水

立方メートル／日

その他（ ）

立方メートル／日

6 変更後の工業用水使用予定内訳

汽かん用

立方メートル／日

洗浄用

立方メートル／日

冷却用

立方メートル／日

原料用

立方メートル／日

その他（ ）

立方メートル／日

7 変更後の給水開始希望年月日

年 月 日

8 給水の廃止理由

9 廃止年月日

年 月 日

様式第6号の2（第12条関係）

工業用水給水変更（廃止）承認通知書

年 月 日

住 所

氏 名 殿

宮城県公営企業管理者

印

年 月 日付けで変更（廃止）承認申請のありました工業用水の使用については、下記のとおり承認しましたので、工業用水供給規程第12条の規定により通知します。

記

1 基本水量 立方メートル／日（ 立方メートル／時）

2 給水変更開始年月日

年 月 日

3 供給工業用水道

工業用水道

4 給水廃止年月日

年 月 日

様式第7号(第13条関係)

給水施設工事施行承認申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者

殿

住 所

氏 名

下記のとおり給水施設工事を施行したいので、工業用水供給規程第13条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 工事の種類

新設、増設、改造、変更、撤去、修繕

2 工事の施行予定箇所

3 基本水量

立方メートル

4 工事内容 別冊設計書のとおり

5 工事施行業者

住 所

氏 名

6 工事期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第8号(第13条関係)

給水施設工事申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿
株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿
(どちらか一方を2重線で消去願います)

住 所
氏 名

下記のとおり給水施設工事を施行願いたく、工業用水供給規程第13条第2項の規定により申請します。

記

- 1 工事の種類
新設、増設、改造、変更、撤去、修繕
- 2 工事の施行予定箇所
- 3 基本水量 立方メートル
- 4 流末施設との接続位置
別紙工場平面図及び配管図のとおり
- 5 希望完成年月日
年 月 日

様式第8号の2(第13条関係)

材 料 検 査 申 請 書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所
氏 名

下記のとおり給水施設工事のため自己材料を使用したいので検査されたく、工業用水供給規程第13条第4項の規定により申請します。

記

1 給水施設の場所

2 給水施設工事申請年月日

3 自己材料 別紙調書のとおり

(注)1 自己材料については、品質、規格、数量等を記載した調書を添付すること。

2 廃止給水施設を使用する場合については、当該施設の調書、平面図、構造図等を添付すること。

様式第9号（第14条関係）

給水施設異常検査申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり給水施設に異常が認められるので検査されたく、工業用水供給規程第14条第1項の規定により申請します。

記

1 給水施設の検査場所

2 理由

（注） 平面図、構造図等を添付すること。

様式第10号（第16条関係）

流末施設工事施行承認申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり流末施設の工事を施行したいので承認されたく、工業用水供給規程第16条第1項の規定により申請します。

記

1 工事の種類

新設、増設、改造、変更、撤去、修繕

2 工事の施行予定箇所

3 工事内容 別冊設計書のとおり

4 工事期間

年 月 日から 年 月 日まで

（注） 工場平面図、配管計画図及び主要構造図を添付すること。

様式第11号(第16条関係)

流末施設工事申請書

年 月 日

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿

住 所
氏 名

下記のとおり流末施設工事を施行願いたく、工業用水供給規程第16条第2項の規定により申請します。

記

1 工事の種類

新設、増設、改造、変更、撤去、修繕

2 工事の施行予定箇所

3 基本水量

立方メートル

4 希望完成年月日

年 月 日

様式第12号（第16条関係）

流末施設工事設計（監督）委託申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿

（どちらか一方を2重線で消去願います）

住 所

氏 名

下記のとおり流末施設工事の（設計）監督を委託したいので、工業用水供給規程第16
条第6項の規定により申請します。

記

- 1 工事の施行予定箇所
- 2 工事概要
- 3 希望完成期日
- 4 工事についての希望事項

様式第13号（第17条関係）

工業用水道通水開始（停止）届

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり工業用水道の通水を開始（停止）しますから、工業用水供給規程第17条により届けます。

記

1 受水の場所

2 受水工業用水道

工業用水道

3 理 由

4 通水開始（停止）年月日

年 月 日

様式第14号（第18条関係）

量 水 器 借 受 申 請 書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり量水器の貸与を受けたいので、工業用水供給規程第18条第2項の規定により申請します。

記

- 1 量水器の種類
- 2 基本水量

様式第15号(第20条関係)

工業用水使用水量通知書

使 用 者 氏 名	
測 定 月 日	年 月 日
使 用 月	月分
基 本 水 量	立方メートル
超 過 水 量	立方メートル
記 事	
工業用水供給規程第20条第2項の規定により上記のとおり通知します。 年 月 日 宮城県公営企業管理者 (公印省略)	

様式第16号(第20条関係)

表

第	号	
写 真	所 属	
	職 氏 名	
検 針 業 務 員 証 明 書		
年 月 日		
宮城県企業局長		印
株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長		

裏

工業用水供給規程抜すい

第20条第3項 使用水量の測定に従事する者は、身分を示す証票(様式第16号)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第24条 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、給水を停止することがある。

1 正当な理由がなく、第9条第3項、第14条第4項、第20条第1項又は第22条第1項に規定する職員の職務執行を拒み、又は妨げたとき。

附 則（昭和52年企管規程第1号）

この管理規程は、昭和52年1月28日から施行し、この管理規程による改正後の工業用水供給規程の規定は、昭和51年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年企管規程第6号）

この管理規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年企管規程第6号）

この管理規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年企管規程第11号）

この管理規程は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年企管規程第5号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の工業用水供給規程第21条第1項の規定は、この管理規程の施行の日前に貸与を受けた量水器の使用料金の額については、なおその効力を有する。

（平元企管規程4・全改）

附 則（昭和62年企管規程第1号）

この管理規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第2号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第4号）

この管理規程は、平成元年3月31日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第6号）

この管理規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第10号）

この管理規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年企管規程第1号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程の施行の際現に宮城県仙南・仙塩広域水道建設事務所に勤務を命ぜられて

いる者は、別に辞令を發せられない限り、現にある職務の級及び現に受ける給料等をもって、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成3年企管規程第1号）

この管理規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成9年企管規程第9号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第21条第3項の規定は、平成9年4月1日使用分から適用する。

附 則（平成13年企管規程第5号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和60年3月31日以前に貸与を受けた量水器の使用料金の額については、改正後の工業用水供給規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年企管規程第3号）

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年企管規程第9号）

この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年企管規程第7号）

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年企管規程第4号）

この管理規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成31年企管規程第6号）

この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年企管規程第14号）

この管理規程は、令和元年12月24日から施行する。

附 則（令和2年企管規程第9号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 給水開始日が令和2年3月31日以前である使用者の基本水量の減量については、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年企管規程第9号）

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年企管規程第1号）

この管理規程は、令和6年1月31日から施行する。

附 則（令和8年企管規程第2号）

この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（昭55企管規程 6 ・ 令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（昭55企管規程 6 ・ 令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第 3 号（第 9 条関係）

（昭55企管規程 6 ・ 平元企管規程 2 ・ 令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第 4 号（第10条関係）

（平 9 企管規程 9 ・ 全改、令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第 5 号（第11条関係）

（平 9 企管規程 9 ・ 全改、令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第 6 号（第12条関係）

（平 9 企管規程 9 ・ 全改、令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第 6 号の 2 （第12条関係）

（平 9 企管規程 9 ・ 追加、令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第 7 号（第13条関係）

（令 4 企管規程 9 ・ 全改）

様式第 8 号（第13条関係）

（令 4 企管規程 9 ・ 全改）

様式第 8 号の 2 （第13条関係）

（令 4 企管規程 9 ・ 全改）

様式第 9 号（第14条関係）

（昭55企管規程 6 ・ 令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第10号（第16条関係）

（昭55企管規程 6 ・ 令 4 企管規程 9 ・ 一部改正）

様式第11号（第16条関係）

（令 4 企管規程 9 ・ 追加）

様式第12号（第16条関係）

（昭55企管規程 6 ・ 一部改正、令 4 企管規程 9 ・ 旧様式第11号繰下 ・ 一部改正）

様式第13号（第17条関係）

（平 9 企管規程 9 ・ 全改、令 4 企管規程 9 ・ 旧様式第12号繰下 ・ 一部改正）

様式第14号（第18条関係）

(昭55企管規程 6 ・ 一部改正、令 4 企管規程 9 ・ 旧様式第13号繰下 ・ 一部改正)

様式第15号 (第20条関係)

(令 6 企管規程 1 ・ 全改)

様式第16号 (第20条関係)

(令 4 企管規程 9 ・ 旧様式第15号繰下 ・ 全改)